



茨木市プレミアム付商品券 取扱店登録申込書

令和 7 年 月 日

茨木商工会議所 宛

茨木市プレミアム付商品券の取扱店として次のとおり申し込みます。
なお、参加するにあたり募集要項を遵守することを誓約します。

- 下記の欄にご記入の上、茨木商工会議所に直接ご提出いただくか、ご郵送ください。
- 茨木市内の複数店舗で商品券を取り扱う場合は、各店舗ごとに1枚ずつご記入ください。
- 登録された店舗名、所在地、電話番号、業種、取扱商品・サービスについては、商品券の購入者に配布する取扱店一覧及びホームページに掲載します。(1次募集の締め切り以降に登録された場合は、ホームページへの掲載のみとなります。)

店舗名 (事業所名)	※そのままホームページ等に掲載します。		フリガナ	
			氏名(責任者)	
店舗(事業所) 所在地	〒 - 茨木市		店舗(事業所) 電話番号	※そのままホームページ等に掲載しますので、 個人の携帯電話番号を記載される方はご注意ください。
氏名(担当者)			担当者連絡先	
店舗(事業所)規模	☐ 1,000㎡超 ☐ 1,000㎡以下	ホームページ	※ある場合のみ	
確認事項	チェック欄(内容をご確認の上、3つの□に✓印を記入してください) ☐ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない ☐ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っていない ☐ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていない			
主な業種 (該当するもの 一つに✓印)	※ホームページ等での分類に使用します。 【小売業】 ☐ スーパー・コンビニ・ディスカウントストア ☐ 飲食料品 ☐ 衣料・身の回り品 ☐ インテリア・雑貨 ☐ 家具・家電(ホームセンターを含む) ☐ 医薬品・化粧品 ☐ その他小売 【飲食業・サービス業】 ☐ 飲食店 ☐ 旅館・ホテル業 ☐ クリーニング業 ☐ 理・美容業 ☐ その他サービス業 【医療・福祉】 ☐ 医院・歯医者・クリニック・接骨院 など ☐ 社会福祉・介護事業			
取扱商品・サービス (20字以内)	※そのままホームページ等に掲載します。(文字数が20字を超えた場合は、字数の調整をします)			
換金入金(振込)先 金融機関	金融機関コード		支店コード	
	銀行 信用金庫 農業協同組合		支店 出張所	
口座(預金)種別	1 普通 2 当座		口座番号 (右詰でご記入ください)	
フリガナ				
口座名義人				
ご記入内容を再度ご確認ください、記入内容に間違いがなければ✓印を記入してください → ☐				

※口座情報の確認のために、通帳の見開き1ページ目のコピーを付けてください。

5月26日(月)開催の「取扱店説明会」に参加されますか。 ※1店舗(事業所)1名まで

※いずれかを○で囲んでください。 10:30～に参加 ・ 13:00～に参加 ・ 14:30～に参加 ・ 不参加

茨木商工会議所使用欄

商工会議所	加入 ・ 未加入
-------	----------------

※ご記入いただいた情報は商工会議所からの各種連絡および案内に利用します。

受付番号	受付日	受付者	

茨木市プレミアム付商品券

取扱店募集要項

〈1〉取扱店資格

登録店舗は以下を除いた市内に事業所または店舗がある事業者とする

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者。
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者。
- ④個別に茨木市が除く必要があると認めた事業所または店舗

〈2〉商品券取扱上の注意事項

- ①商品券は令和7年6月30日(月)から9月30日(火)までの期間に限り、現金と同様に扱い、額面相当の商品・飲食・サービスなどの取引において利用可能です。
- ②商品券を現金と引き換えしないでください。
- ③お釣は支払わないでください。その旨は商品券裏側に記載いたしますが、取扱店においてもご承知おきください。
- ④使用有効期間を過ぎた商品券は無効です。使用有効期間終了後は商品券を受け取らないでください。
- ⑤取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等業務用の支払い)には使用できません。
- ⑥取扱店自らが商品券を購入し、自店(自社)で使用されたかのように偽り換金する(商取引なく商品券を流通させる)行為や使用済商品券の再使用等は、絶対になさらないでください。
- ⑦次の商品・サービス等は、商品券の利用対象外です。
 - ・金融商品
 - ・たばこ
 - ・商品券プリペイドカードなど換金性の高いもの
 - ・現金との換金、金融機関への預け入れ、
 - ・特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
 - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
 - ・国税、地方税や使用料などの公租公課
 - ・各参加店舗が利用対象外として指定するもの
 - ・その他、茨木市が指定するもの

〈3〉取扱店の責務等

- ①事務局より支給の販促ツール(ポスター、ステッカー等)を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。販促ツールの管理や事業終了後の処分は、すべて取扱店で行ってください。
- ②商品券利用対象外の商品・サービス等がある場合は店内のわかりやすい場所に明示してください。
- ③受け取った商品券は、取扱店使用欄に使用済の証として「ゴム

印」、「認印(シャチハタでも可)」、「取扱店番号記載」、いずれかを原則実施してください。大量の枚数で押印が難しい場合は、輪ゴムで束として、束の上下の裏面への押印で可とします。

- ④半券は、換金が終わるまで大切に保管してください。
- ⑤商品券には偽造防止策が施してありますが、受け取る際は十分注意し、両面を確認してください。『表面にCOPYの印字が浮き出していないか』『色合いは見本と相違ないか』『半券が切り取られていないか』『裏面の取扱店使用欄が記入済みではないか』等をご確認いただき、万が一偽造・盗難等が疑われる場合は受け取りを保留するとともに、速やかに事務局までご連絡ください。
- ⑥偽造・盗難された商品券を受け取った場合、当該商品券の換金はできません。
- ⑦また、換金前の使用済商品券の盗難、紛失または滅失等に対しても、発行者および運営者はその責任を一切負いませんので、十分注意して保管してください。
- ⑧本事業終了後、アンケートの回答にご協力ください。

〈4〉使用済商品券の換金について

- ①換金期間/令和7年6月30日(月)～10月10日(金)必着
以下の6回を必着日とし、10～13営業日後を目途に登録いただいた口座へ振り込みます。
「7月15日(火)」「8月8日(金)」「8月25日(月)」「9月10日(水)」「9月22日(月)」「10月10日(金)」
※換金締切最終日は、10月10日(金)必着。
※期間を過ぎての換金には一切応じられませんのでご注意ください。
- ②換金方法/あらかじめ配布する「換金請求書」にご記入いただき、使用済商品券(半券は切り取り、取扱店で保管)と合わせて、ゆうパックの送付伝票(支給)を張り付けた送付用封筒(支給)に入れ、郵便局の集配または、近くの郵便局へお持ち込みください。ゆうパックの送付伝票の控えは換金終了まで保管してください。
茨木市内の郵便局の営業時間は、平日の午前9時～午後5時。
※土曜日、日曜日、祝日は受付不可。(茨木郵便局を除く)
※茨木郵便局のみ、平日:7時～21時、土日祝:7時～18時
17時を超えると翌営業日の取り扱いとなる場合があります。
持込締切日に茨木郵便局へ持込む場合は17時までにお願います。

〈5〉取扱店の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、募集要項違反・不履行等により損害が発生した際は賠償金請求する場合があります。

追加や変更が生じる場合は、ウェブサイトでご案内します。

お問い合わせ

茨木市プレミアム付商品券取扱店募集業務：茨木商工会議所

〒567-8588 大阪府茨木市岩倉町2-150 立命館いばらきフューチャープラザ1F
(専用コールセンター)0120-539-689 premium@ibaraki-cci.or.jp